

総社市水道事業処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月27日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第2号

総社市水道事業処務規程の一部を改正する規程

総社市水道事業処務規程（平成17年水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び総社市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年総社市条例第208号）の規定に基づき設置された<u>環境水道部</u>の組織、事務分掌及び職員の服務等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 <u>環境水道部</u>（以下「部」という。）に、次の課及び係を設置する。 上水道課 計画経営係、業務係、工務係</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び総社市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年総社市条例第208号）の規定に基づき設置された<u>水道部</u>の組織、事務分掌及び職員の服務等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 <u>水道部</u>（以下「部」という。）に、次の課及び係を設置する。 上水道課 計画経営係、業務係、工務係</p>

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。